

令和 4 年度第 2 回摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会
(令和 4 年 11 月 11 日開催)
委員からのご意見・ご質問とその回答

(1) 第 1 回審議会（書面開催）のご質問・ご意見とその回答について

ご意見・ご質問

外出支援の取組について、開始当初は利用ができていたものの、最近は利用ができないときいています。なぜでしょうか。また、市役所や社会福祉協議会への用事で利用することはできないと言われていたのですが、なぜでしょうか。

【回答】

実施団体では、車 1 台での運用となっており、他の人の利用の予定が入っている場合については、利用をお断りすることがあると伺っています。ただし、実施団体では 11 月から車を 1 台増やしていると伺っています。

市役所や社会福祉協議会への用事で利用することができない事情としては、この取組は介護予防の一環として実施しており、下記の 3 つの目的で定期的に外出する際の支援として実施しています。

- ①介護予防の活動（つどい場、サロン・リハサロン、健康づくりグループ）
- ②買い物
- ③通院

市役所への手続きなどでの利用は対象となりませんが、定期的実施される集まりなどであれば、健康づくりグループやカフェ型つどい場として登録していただくことにより、上記の対象となります。

ご意見・ご質問

高齢者を対象とした外出支援については、複数の制度がありますが、どの支援・サービスがどの対象者や内容を対象としているのですか。

【回答】

主に高齢者を対象としている制度や支援については、次のページの表のような内容があります。

また、その他に、医療機関によってはシャトルバスなどにより患者の送迎を行っている場所があります。

制度・支援	対象者	内容	実施主体
高齢者移送サービス	下記のすべてに該当する人 ①65歳以上の人 ②要支援1以上または基本チェックリストの基準に該当する人 ③外出時の移動が車いすでなければならない人	車いすのまま乗車できる福祉車両で、下記の外出を支援。 ①市内及び近隣市への通院 ②市内の公的機関（※ただし、茨木保健所や吹田税務署等、摂津市にない官公署は市外も対象）	高齢介護課 （摂津市シルバー人材センターに委託）
おでかけサポート	下記のいずれかに該当し、ケアマネジャーからケアプランの作成を受けた人。 ①要支援1・要支援2の人 ②基本チェックリストの基準に該当する人 ③ ①・②で利用していた人で要介護になった人	下記の目的での定期的な外出を支援。 ①介護予防の活動 ②買い物 ③通院	摂津市人材サポート・ビューロー （高齢介護課から利用調整に関わる運営経費を補助）
ピンチヒッター	下記のいずれかの人。 ①65歳以上：在宅生活であり、要介護認定を受けていない、外出時は常時車いす利用 ②65歳未満：在宅生活であり、常時車いす利用	片道50キロ以内の通院や買い物など	ピンチヒッター （ボランティアセンター登録ボランティア団体）

ご意見・ご質問

移動支援については、タクシーの利用に助成金を出すなど、個々の需要に応じた支援が必要と思います。個々のニーズにどう寄り添えるかという支援のあり方を市全体として検討してもらうように、高齢介護課から働きかけてもらいたいと思います。

【回答】

摂津市における公共交通の維持・確保及び市民の移動利便性の向上を図るとともに、道路及び市内公共交通のあり方について総合的な検討を行うため、関係各課による「公共交通あり方検討会」が設置されています。

高齢介護課も検討会のメンバーとなっており、アンケート調査の結果など、高齢者にかかるニーズなどについては、検討会を通じて関係課と共有してまいります。

(2) 令和3年度事業の進捗管理について

ご意見・ご質問

居住支援協議会については、居住支援法人、市役所、社会福祉協議会等の構成メンバーの役割を明確にし、それぞれのできることを共有しながら進めていただきたい。

【回答】

令和4年11月に開催した居住支援協議会では、各相談支援相談窓口や支援内容について共有し、また、住まいに関する支援ケースについて構成員の連携事例を共有しました。引き続き、高齢者の円滑な住まいの確保につながるよう、居住支援協議会に参画してまいります。

ご意見・ご質問

介護サービス相談員の派遣については、いつ頃からを予定していますか。

ご意見・ご質問

介護サービス相談員の派遣については、グリーンゾーンのように、清潔なゾーンに限るなどの工夫をして、派遣をする形をとっていただければと思います。

【回答】

介護サービス相談員については、現在28施設中、5施設で受け入れを再開しています。ご提案のグリーンゾーンでの派遣については、市から施設に提案をし、受け入れ施設の増加を図ってまいります。

ご意見・ご質問

就職フェアは費用が少ない中で周知するための労力が大変となっているため、協力していただきたいと思っています。

【回答】

これまでも、広報、市ホームページ、LINE等を通じた周知を行っておりますが、今後も継続するとともに就職フェアを始めとする人材確保について市もより強固な協力体制を図ってまいります。

ご意見・ご質問

計画の中で施設の整備数や床数の予定が書いていますが、市としてどの程度の人を入居・措置させていくのかという目標値が必要ではないでしょうか。

【回答】

養護老人ホームについては、環境上の理由や経済的な理由のために家庭で養護を受けることが困難な方が入所する施設となっています。そうした方がいらっしゃった際に必要に応じて利用する施設となっており、目標を立て、目標値に向けて入所をさせていく施設ではないです。

次回の計画の策定に向けて、現状の利用者の状況を整理し、今後の審議会で情報提供をさせていただきます。

ご意見・ご質問

介護事業所で働く外国人労働者向けの支援を市として検討していただきたいです。

【回答】

介護事業所で働く外国人労働者は貴重な介護の担い手であると認識しております。外国人労働者が市内事業所で働き続けていくために必要な支援を行うためにも、まずは実態把握（どの国の人が何人、それぞれの事業所で勤務されているのか等）や、必要とする支援の調査が必要と考えております。

また、必要とする支援の内容により、例えば同じ国同士の人と、職場以外のつながり作りの希望が多い場合には、関係団体との連携を模索していきます。

ご意見・ご質問

計画書中で令和5年度の老人福祉センターの目標値が2万5000人となっていますが、令和2年度実績が6,683人、令和3年度が6,018人となっています。これはコロナが落ち着いてこの数になるということ想定しているのか、どこかに老人福祉センターが新たに設置されて増えるということなのか、どちらでしょうか。

【回答】

新型コロナウイルスの流行が落ち着く想定での目標値となっています。目標値は令和元年度に策定した計画時の目標であり、新型コロナウイルスの動向が不明瞭であったため、流行前の水準に戻すことを目標として設定しています。

(3) 第9期計画の策定に向けた調査について

ご意見・ご質問

在宅介護実態調査の「どのような施設への入所を希望するか」という質問の選択肢で「養護老人ホーム」が除かれている理由を教えてください。また、「養護老人ホーム」という施設を選択肢に含んで、知っていただくとともに、ニーズを把握する必要があると感じます。

【回答】

「養護老人ホーム」を選択肢に含んでいない事情としては、当該施設は他の施設のように本人の希望に応じた契約で入所・入居する施設ではなく、市町村による措置制度（※）として利用する施設となるためです。

しかし、ニーズとしてどの程度の希望があるのかという把握が必要ではないかという意見を受け止め、説明を加えた上で選択肢を設けます。

※市町村による措置制度

環境上・経済上の理由によって自宅での生活が困難な人に対して、市町村が入所施設を決定し、入所させる制度です。養護老人ホームは、比較的日常生活が自立している人が対象となります。

ご意見・ご質問

行政として措置制度の説明を市民に行い、養護老人ホームのあり方を検討していただきたいと感じます。

【回答】

次回の計画の策定に向けて、制度の説明方法を検討します。また、現状の利用者の状況を整理し、今後の審議会で情報提供をさせていただきます。

ご意見・ご質問

日常的な生活圏の調査ということで、普段の生活での行動範囲や困りごと等を地域ごとに把握できるような設問を盛り込めないでしょうか。

【回答】

今回、免許返納に関する質問を設けるなど、外出に関する設問を設けています。また、前回の調査では、住んでいる地域についての選択肢は、安威川以北・安威川以南の2つのみでしたが、今回は、住んでいる町名を記載していただくようになっています。こうした変更から、どの地域の人がどのような困りごとを抱えているのかということ进行分析していきます。

ご意見・ご質問

在宅介護実態調査について、ヤングケアラーや複合的な支援ニーズを抱える人を把握するような設問は盛り込めないでしょうか。

ご意見・ご質問

在宅介護実態調査について、介護者に関する質問は勤務形態等の働く世代向けの質問が中心となっていますが、せっかく調査をするので、ヤングケアラーの把握も含めて、介護や生活の維持に誰が関わっているのかを把握するような調査としていただければと思います。

ご意見・ご質問

家族の何人かで介護をしており、主たる介護者以外で子どもが介護をしている可能性もあるため、そうしたことも含めて把握をしてはどうかと考えます。

ご意見・ご質問

ヤングケアラーは、一般的には18歳未満とされています。ヤングケアラーについての把握を考えた場合、「主たる介護者」の設問の選択肢は、20歳未満ではなく18歳未満としてはどうかと感じます。

【回答】

ヤングケアラーについては、高齢介護課としても調査項目を設けるかどうか検討しましたが、前回の調査の際に、「主な介護者」について、20歳未満・20代という回答が0件でした。調査の回答があったとしても、数が少なく、傾向の把握に至らないと考えたため、調査項目は設けていません。また、主な介護者の年齢区分については、国の質問項目となっており、選択肢の変更ができない部分となっています。

ヤングケアラーの有無の把握として、主な介護者以外で介護をしている人として18歳未満の人や若者がいるかどうか、その人がどのような介護を行っているのかを加えさせていただきます。

(4) 日常生活圏域について

ご意見・ご質問

日常生活圏域の設定にあたっては、行政や介護事業者等のサービスを提供する側の視点ではなく、そこに住む高齢者の立場から、30分以内にサービスに到達できる範囲として設定をしていただければと考えます。

【回答】

国の「地域包括ケアシステムの姿」では、日常生活圏域については「おおむね30分以内に必要なサービスが提供される」地域として記載されています。実施したアンケート調査の結果から高齢者のニーズを分析し、また現状の医療・介護・生活支援・介護予防の状況を整理した上で、次年度の計画策定の中で設定していきます。

ご意見・ご質問

高齢者を支援するにあたって、情報提供は密にしなければいけないと感じています。行政やケアマネジャーからも積極的に情報提供していただき、隅々までしっかり情報を届けていくことを考えていただきたいと思います。

【回答】

1人1人に情報提供をしていくことは重要と感じていますが、一方で、個別に情報提供をして周ることはなかなか難しいです。

前回の調査では、たとえば5割程の人は家族から、3割程度の方は友人や隣人から情報を得ているということがわかっています。出前講座等の際に周囲の人に可能な範囲で情報提供をしてもらうように案内する等、家族や住民同士のつながりを通じて情報が伝わっていくように促していきます。

また、せつつ医療・介護つながりネットの市民向けサイトのデザインがリニューアルされ、シニア向けのお知らせを掲載できるようになっています。このサイトでの情報発信を増やしていくと同時に、スマートフォン講座等の機会を通じて、サイトについてお知らせをし、普及をしていきます。

(5) その他

【ご意見・ご質問なし】